

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成28年度 10月度)

- 1 日 時 平成28年10月4日(火)  
開会：午後2時00分  
閉会：午後2時33分
- 2 場 所 氷見市役所 301会議室
- 3 出席委員 19名  
1番 川上 悦男 2番 宮内 隆 4番 澤井 義昌  
5番 片折 正明 6番 伊藤 清治 7番 田中 昭一  
8番 寶住 與一 10番 前 建治 12番 舟金 敏明  
13番 石丸 清志 15番 北嶋 孝三 17番 正保 哲也  
18番 阿字野忠吉 19番 両國 明美 20番 木沢 孝子  
21番 角地 富雄 22番 六田 敏夫 23番 藤林 久一  
24番 江添 良春
- 4 欠席委員 9番 定塚 俊弘 11番 寺山 正榮 14番 関谷 博文  
16番 飯野 健
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
- 6 職務のため出席した事務局等職員  
3名  
局 長 野村 佳作 農林畜産・いのしし等対策課長 茶木 隆之  
主 査 清水 徹夫
- 7 総会の概要  

(事務局) ただいまから、平成28年度10月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を片折委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

です。

□議長(会長) なお、本日の欠席者は、定塚委員、寺山委員、関谷委員、飯野委員の4人であります。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、石丸委員、北嶋委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題『農業経営基盤強化促進事業適格決定』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、計——筆、設定面積——m<sup>2</sup>、借受人——名、貸付人——名から利用権設定されるものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手

をお願いします。

(\*\*委員) 農地所有者と農地中間管理機構との間で利用権の設定を行うことは理解できるが、最終的に誰がその農地を耕作するのか。最終的な耕作者が判らないのか。

事務局 確認したところ、今回の農地中間管理機構に利用権設定した農地については、氷見市在住の(氏名\*\*)と(氏名\*\*)が耕作するとのことでした。

(\*\*委員) 了解した。

□議長(会長) 外に異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長(会長) 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件をご説明申し上げます。

それでは、—ページをご覧ください。

今回の申請件数は3件、—筆で、申請面積は——m<sup>2</sup>です。

番号1の申請地は、氷見市\*\*——番の田ほか—筆です。

譲渡人 川崎市在住(氏名\*\*)から、譲受人 氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)へ所有権を移転するものです。

番号2の申請地は、氷見市\*\*——番の田、ほか田——筆です。

譲渡人 氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)から、譲受人 氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)へ所有権を移転するものです。

番号3の申請地は、氷見市\*\*——番の田、ほか一筆です。

譲渡人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）から、譲受人 氷見市\*\*  
\*——番地（氏名\*\*）へ所有権を移転するものです。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号に規定されている不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件、3件について原案のとおり許可を与えることといたします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。  
これで、氷見市農業委員会10月度定例総会を終了します。

次回、11月度定例総会は、11月2日（水）の午後2時から、市役所C棟3階の301会議室で開催を予定しています。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年10月4日

議 長

署名委員

署名委員